

盛岡市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示する。なお、その関係図面は、盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課に備えておいて縦覧に供する。

令和7年3月31日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則



- 1 公共下水道の供用を開始する年月日 令和7年4月1日
- 2 公共下水道により下水を排除する区域及び供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

区 域	分流式又は合流式の別
黒石野二丁目、東山一丁目、青山一丁目、大館町、みたけ三丁目、東中野字片岡、東中野字金勢、東中野字金勢前、東中野字沢田、上厨川字竹中、上厨川字横沼、向中野字東道明、向中野字幅、下鹿妻字下通、中太田屋敷田、中太田新田、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、東見前5地割、東見前9地割、西見前13地割、西見前14地割、西見前19地割、三本柳2地割、三本柳5地割、三本柳10地割、三本柳11地割、三本柳12地割、三本柳22地割、三本柳25地割、津志田3地割、津志田4地割、津志田5地割、津志田6地割、津志田15地割、永井14地割、永井24地割、飯岡新田6地割、黒川5地割、黒川8地割、下田字陣場、下田字柴沢の各一部	分流式

- 3 供用を開始する排水施設の位置 別紙図面のとおりに。